

地域間交流・連携の支援

ねらい

合併関係市町村をはじめとする都市と農山漁村等との交流を促進することにより、地域の連携・自立による地域特性に応じた振興を図る。

概要

都市と農山漁村等の市町村や住民・NPO等の連携により、地域活性化のために行われる先導的な交流事業を一体的に支援する(都市地方連携推進事業)。

支援措置

合併関係市町村において行われる場合を優先的に採択し、都市と農山漁村の交流・連携により地域の活性化に資する先導的な取り組みとしての地域活動やそれに活用される施設整備等について補助を行う(補助率1/3以内)。

※なお、本事業で整備する施設は以下に限る。

- ・既存ストックを活用する施設(増改築及び附帯施設等)
- ・関連公共事業等と連携し、相乗的な効果を発現する施設
- ・その他、早期効果発現、コスト縮減等、より高い効果をあげる施設

施策・事業の枠組み

○事業主体 市町村等

○ながれ



○申請スケジュール

- | | |
|------|--------------|
| 12月 | 要望調査 |
| 1～2月 | ヒアリング |
| 4月以降 | 内示、交付申請、交付決定 |

担当 都市・地域整備局地方整備課